

# 靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第6号 2010.9.15

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

## 控訴審は、一非力を痛感しつつ、一方的に結審しました

西山俊彦神父

2010年8月24日午後3時51分、大阪高裁第202号法廷、「靖国神社無断合祀取消し控訴審」は、以下の問答をもって結審しました。

前坂光雄裁判長 「それでは、これで閉廷（します）」

控訴人西山俊彦 「裁判長、6月23日に提出した現場検証の実施請求への決定が示されていないのですが？」

同裁判長 「5月6日付け同趣請求の却下決定が示されている（から、それでいいのだ）」

西山俊彦 「異なる日付けの請求には誠実に応えて貰わなければ」

同裁判長 「それでは6月23日付けの請求をも却下します」

西山俊彦 「（本法廷は3裁判官の合議体である。裁判長だけの裁定申し渡しでは）これが合議決定ですか」

同裁判長 「ハイ、合議決定です。これで閉廷します」

第5回口頭弁論期日閉廷前の2分弱のやり取りですが、裁判所当局のこの姿勢は、2009年3月6日の控訴以来、不動のものでした。当日の弁論陳述で訴えたのは、2009年2月26日の「無断合祀は違法に非ず」との大阪地裁判決が、如何に不当なものであるかというもので、その理由を、

### 1. ‘違憲’判示の‘判例’誤用

1988年最大判を判例として「合祀は（一般的）信教の自由権に基づくものであって、他者の権利と利益を侵害するものではない」とした結論窃取の錯誤と争点無視の致命的欠陥

### 2. 判例の捏造

1988最大判は「宗教的人格権」について判示しており、それは自己イメージとか、嫌悪の感情、不快の心情等に等しく、1988年最大判によって、権利利益性の否定されたもので

ある、との判例の捏造

### 3. 事実確認抜きでの、臆断的、独断的裁定

両被告間での合祀に不可欠の個人情報授受は「一般行政サービス」の範囲内のこととの、両被告の主張を裏付け検証抜きで丸飲み

と列挙して、原審地裁判決を取消し、憲法に規定されている「信教の自由権」を含んだ各人に固有で排他的な特定個人亡父西山忠一とその遺族の「宗教的人格権」の侵害を認め、「亡父の氏名を霊璽簿他から抹消せよ」と請求しました。詳細は、後記、陳述書(6-25 頁)をご覧ください。ただととして、事実審でも法律審でもある高裁審査で、形式的には口頭弁論を第 5 回まで開いたとはいえ、いかなる論点についても、証拠に基づく、事実確認は、一切、行われておらず、これでは審査は始まってもない事態を糾弾しました。無断合祀が人格権の核心に位置する「宗教的人格権」をどれほど侵害するものであるかという、控訴の理由を立証する武者小路公秀先生による専門家証言が事もなげに却下されたことを初めとして、靖国神社の招魂斎、合祀祭、霊璽奉安等が、亡父と遺族の普遍的信条、信教に反し、これを冒辱するものであるかは、控訴人 / 被控訴人双方の齋場現場に臨むことさえしないのであれば、裁定できるはずがなく、裁判官を含む本件当事者が現場検証を実施することは必須の要件であって、従って、今 10 月の例大祭以前に結審を迎えることなど、不可能な事態であると訴えました。昨年 11 月 9 日以降に提出した請求に限っても 21 件、2 度の却下決定以外は、ことごとく、無しのつぶて、余りに一方的訴訟指揮に異議を唱えて、大阪高裁には許可抗告を、最高裁には特別抗告を提出しましたが、前者は却下、後者は棄却されました。現時点での残された手段は「裁判官忌避申立」だけで、筋を通すとすれば、提出せずに済まされませんが、効果のほどは‘見え透いた’ものです。

控訴以来 1 年半、提出したのは準備書面 12 通、陳述書 4 通、他、膨大なもので、弁護士なし、体調不十分ななかでの本人単独訴訟は、まさに、地獄そのものでした。被控訴人宗教法人靖国神社と同国の誠意の欠けた応訴態度だけではなく、高裁当局の一貫した偏向的訴訟指揮に遭遇して時には取下げを考えましたが、その都度、気を取り直しました。なぜなら、提訴の目的は 3 つあり、

第一の目的は、李熙子さんらの「ノー！ハプサ」韓国訴訟、金城実さんらの「ガッティンナラン」沖縄訴訟等々、もっとも隷従を強いられてきた犠牲者との連帯

第二の目的は、天皇制超国家体制とそれに異和感を呈さない国民性、および、それを許容する司法への異議申立、さらに、戦前から容認協力してきたカトリック教会を含む宗教集団のあり方の是正

第三の目的は、国家的顕彰装置に虜囚となっている戦争犠牲者の解放への先鞭をつけ、最後に、亡き父母とその家族の人格の尊厳を回復すること（拙稿「なぜ「靖国合祀取消し

訴訟」原告となったのか」『前夜』10号 2007年冬、  
67 - 73)

であって、誰かが「蟻の一穴」とならなければ、事態の改善は覚束ないからです。勿論「靖国神社無断合祀取消し控訴審」は「正義と平和」実現への一里塚、信仰の証の一環、とすれば背を向けられない課題ですし、「神さまのお役に立つように」との父の遺言が私の信仰の原点なら、父の靖国合祀を放置するのは許されることではありません。



第5回口頭弁論の朝 2010.8.24 (火)

判決は今年12月21日午後3時と決まりました。裁判所が「事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する」(民事訴訟法第247条)とあり、控訴人敗訴の判決を下すには、本高裁審査で無視され続けた上記1. ‘違憲’判示の‘判例’誤用、2. 判例の捏造、3. 事実確認抜きでの、臆断的、独断的裁定等の克服は絶対不可欠のハードル、正義の砦の守護者前坂光雄裁判長らのお手並みは希代の見物<sup>みもの</sup>ではあっても、法理と良識の裁定が示され大団円の保障はありません。「靖国無断合祀」が、人格の尊厳の確立が問われ、国家の行方を左右するものであれば、勝利の日までたじろいではない現代の重要課題、これまでのご支援を深く感謝し、これからも変わらぬご協力をと願います。

**【控訴審判決】 2010年12月21日(火) 午後3時～**

**大阪高裁 202号法廷 傍聴抽選券配布 午後2時～**

## ＜靖国合祀取り消し訴訟控訴審傍聴の報告と感想＞

林 英樹

2010年8月24日（火）、大阪高裁202号法廷で午後3時から行われた第5回口頭弁論を傍聴しました。私は死刑廃止の活動をしているため、刑事裁判の裁判傍聴は何度もありますが、靖国訴訟の裁判傍聴は初めてでした。裁判官は裁判長を真ん中に、右陪審、左陪審の3人、傍聴席から向かって左側が原告団で、前列に菅原グループの大川一夫弁護士はじめ4人の弁護士と西山俊彦神父、後列に菅原龍憲さんたち西山神父以外の原告8名が座り、傍聴席から向かって右側に被告側（靖国神社側）の弁護士が前列4人、後列5人の合計9人の大きな弁護団が座りました。

まずは原告側の菅原グループから古川佳子さんの意見陳述がありました。古川さんは2人のお兄さんを勝手に靖国神社に合祀されており、その取り消しを求めています。手元に用意した文章を読み上げる形での意見陳述でした。息子2人を戦争で奪われたお母さんの激しい悲しみを歌った歌を2首紹介し、また、お兄さんと偶然同じ部隊にいて、いくつかの詩を残し23歳でフィリピンで戦死した竹内浩三を紹介、そして、当事者の思いを踏みにじり、勝手に合祀している靖国神社に対して、「靖国神社は戦死者一人ひとりの何を知っているのでしょうか！」と真っ当で強い思いを法廷にぶつけられました。

次に菅原グループから離れて、弁護士をつけずに本人訴訟で裁判を続けている西山神父の口頭弁論がありました。菅原グループが訴えている「敬愛追慕の情」と西山神父が訴える「宗教的人格権」のちがいが、そして、1988年に最高裁大法廷でだされた自衛官合祀拒否訴訟判決を金科玉条にして、宗教的人格権までも否定して靖国合祀取り消しの権利を否定する被告側の横暴な論理を批判されました。そして、靖国神社の現場を確認するための現場検証をしなければまともな裁判がそもそもはじまらないという訴えも、菅原グループのDVD鑑賞については進行協議という形ではありますが認めておきながら、西山神父が求める肝心の現場検証については裁判長は頑なに拒否の姿勢を崩しませんでした。

ここからは私の私見ですが、靖国神社の霊壘簿等を実際に保管してあるところを確認することは、必要不可欠であると思います。実際に合祀とはどういう形でなされているのか、裁判当事者が自分達目で確認しなければ、合祀の現場での取り扱いは靖国側が言うことをウソもホントも含めて丸呑みしなければなりません。おかしな話です。

先日、司法試験の合格率が 25%しかなく、当初の国側のいう計画とは異なるとのニュースがありました。合格率の低さも問題ですが、しかし、司法試験の中身も問題ではないでしょうか？日本の司法試験には国際人権についての設問がないとのこと。1948年に国連で採択された世界人権宣言に実効性を持たせるために各種の人権条約がつけられている中で、日本は重要な条約をまだまだ批准していない状態ですが、基本的な人権条約である自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）など、批准している人権条約もいくつかあります。国際法は国内法よりも上位にあることから、批准した条約は当然守らなければなりません。しかし、日本の司法界の方々には人権問題が特に苦手ようです。だから、日本の人権状況を審査する自由権規約委員会から、日本の裁判官、検察官等の人権意識の低さを指摘し、「委員会は、規約で保障された人権について、裁判官、検察官、および行政官に対する研修がなんら提供されていないことに懸念を有する。（中略）裁判官を規約の規定に習熟させるため、裁判官の研究会およびセミナーが開催されるべきである（後略）」（日弁連訳）との勧告を、恥ずかしいことですが 1998 年の審査で受けています。自由権規約第 18 条は次のようになっています。「第 18 条 1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。 2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。（3 以下略）」靖国強制合祀が自由権規約第 18 条に違反していると考えるのは私だけでしょうか。

今年の 6 月の沖縄慰霊の日に菅直人首相（当時）は沖縄地上戦の甚大な犠牲のうえにある現在の米軍基地の押し付けという状況に対して「沖縄のみなさんに感謝する」という話をして反発を受けました。犠牲になることを押し付けて、そのことに対して謝罪ではなく感謝するという感覚にはあきれざるばかりです。靖国合祀も同じではないでしょうか。顕彰という名の戦死者の祭り上げによって戦争を肯定する論理、これはアジアに対する戦争責任問題も含めて決して認めるわけにはいかない論理です。靖国合祀を拒否することの意味を、訴訟当事者の方々以外の私たちもしっかりと考えなければなりません。次回の法廷は 12 月 21 日、午後 3 時から判決です。

## ◇第5回口頭弁論 陳述書 (2010年8月24日)

### 基本姿勢の明確化と現場検証の早期実施他への再々々度の要請等についての第5回陳述

本件(事件番号平成21年(ネ)第792号)「霊壘簿からの氏名抹消等請求控訴事件」では、2009年3月6日の控訴以来、4回の口頭弁論が開かれ、その間に、本控訴人は準備書面11通を提出し、被控訴人宗教法人靖国神社からは準備書面3通他、同国からは準備書面4通他が提出された。本事件が、わが国戦後(戦前)体制の総決算が掛る重要事案であるとする、これまでの進捗状況が適正であったかどうかは、その評価基準によることではあるが、少なくとも本控訴人にとっては、被控訴人らが第1準備書面(答弁書)において控訴却下・棄却を請求した理由に付いてさえ、その成立の裏付けはおろか、根拠の提示そのものも、ましてや、その妥当性の吟味もなされておらず、問題意識さえ疑われる審査現状としか思えない。第5回口頭弁論を控え、これが最終弁論であるかの言辞が弄される事態を前にして、本件審査は、高裁審査が予期されている法律審と事実審の双方の核心についての裏付け証明、確認は一切なされておらず、被控訴人宗教法人靖国神社と同国の誠意と応答のあからさまな欠如の実態、そして、それらを是正すべき訴訟指揮の一方的姿勢を、改めて、提示して、事態の深刻さを喚起し、現場検証の早期実施を含む事実究明と法規、法例吟味の不可欠、絶対的必要性についての再々々度の要請を提起しなければならない。そのためにも、本控訴人が提起している控訴の趣旨とその理由他を記すとともに、地裁判決がいかにか法外な失当であったかを以下に寸摘して、課題把握の一助とし、本控訴人の控訴の趣旨と理由に従った審査の正常化と進捗を促すことが、現時点での必須の課題であると思われる。

#### I. 本控訴審での控訴の趣旨とその理由

特定個人である亡父西山忠一の霊壘簿等からの氏名抹消他が請求の趣旨であり、「信教の自由権」他を含む「宗教的人格権」の侵害がその理由である。

#### 控訴の趣旨

本件「霊壘簿からの氏名抹消等請求控訴事件」での控訴の趣旨は、大阪地方裁判所平成18年(ワ)第8280号霊壘簿からの氏名抹消請求事件につき、同裁判所が2009年2月26日に言い渡した判決は、全部不服であるから、

- 1 原判決を取り消せ
  - 2 被控訴人靖国神社は、控訴人に対し、亡父西山忠一の氏名を、霊壘簿、祭神簿、祭神名票から抹消せよ
- 他であった。

原審地裁判決が不服であるから取り消せ、と請求しているのは、被控訴人靖国神社が行っている亡父西山忠一の無断合祀が亡父とその遺族の「信教の自由権」他を含む「宗教的人格権」を根底から侵害冒辱しているにも拘わらず、同判決はこれを違法に非ずとして容認し、本控訴人の正当な請求を棄却したからである。不当性の理由は、本控訴人の請求の理由の権利利益性と被控訴人靖国神社らによる侵害の事実の認定如何に掛っているのであるから、前者の権利利益性を今一度明記した上で、後者による侵害の事実とそれを否定した地裁判決の不当性を、要点に限ってのこととなるのは致し方のないところではあるが、列挙して、本控訴審において公正な裁定が示されるための基本的要件を提示して置かねばならない。

## 控訴の理由

被控訴人宗教法人靖国神社が亡父西山忠一を無断合祀していることが、人格的人間存在の究極的核心を占めている、実定法上の基本的人権である「宗教の自由権」他を含む、亡父西山忠一とその遺族の「宗教的人格権」を侵害冒辱していることが、その理由である。

「**人格権**」は、「生命、名誉、プライバシー等のような人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者からの侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体」と規定され、<sup>1</sup>「氏名権・肖像権・名誉権のように、今日ではかなり限定された構成要件をもつ個別的人格権と、まだ十分に限定されるにはいたらない人格的利益（例プライバシー）を保護する点に主な機能を有する、個別的人格権の総体である一般的人格権に分けられる。」<sup>2</sup> もっとも、名誉、プライバシー、環境権他の人格権の確立は容易ではないし、絶対権としての地位は一層困難であろう。しかし、宗教とは何であってどのように広汎かつその根底から人間人格を基礎付けているかを凝視できれば「宗教的人格権」が核心的で究極、不可欠の権利であることは明らかである。

「**宗教**（と）は、人間存在にとって象徴的観念体系に位置付けられるが、絶対的価値基盤としての究極的意味付け、価値付けの役割を担う、人間が人格的存在であることにとって最も枢要で不可欠な要件である。

元より規定も定義も関連枠組みを明示しなければ意味をなさない。<sup>3</sup> それゆえここでは、超越的事象についての本質論に代えて、岸本英夫の機能主義的定義をもって説明する。それによれば、

「宗教とは、人間生活の究極的な意味をあきらかにし、人間の問題の究極的な解決にかかわりをもつと、人々によって信じられているいとなみを中心とした文化現象である。宗教には、そのいとなみとの関連において、神観念や神聖性を伴う場合が多い。」<sup>4</sup>

と規定される。この岸本英夫の作用効果に基づく操作的定義から、次の4つの特性が帰結される。

- 1) 宗教は人間存在にとって**精神的内面性に関する象徴的文化現象**である。
- 2) その象徴的文化現象は人間生活の意味付け、価値付けを明かす**究極的な価値規範**である。
- 3) 神観念や神聖性を伴うことによって、究極的意味付け、価値付けは、人間生活全体に及び、**彼岸から此岸全体を超越絶対的に意味付け、価値付けるものである。**
- 4) 究極的な意味付けは、個々人と社会共同体の両レベルに展開されているが、各人格主体の人格としての究極的意味付与（宗教）行為は、**各当該人格主体を基点基準としたもの以外にはなく、その「独自の」で「排他的」権利利益はあらゆる強制、圧迫、干渉、侵害、から解放されてい（自由で）なければならない。**

西田幾多郎の言を繰返すまでもなく、これなくしては個人も社会も成立しない究極的価値規範であって、信じる者にとっては尊厳そのもの、そのためには限りある生命を擲っても惜しくはないほど、信仰者の尊厳自体なのである。名誉やプライバシーより、いや、己が生命よりも大切なものが絶対権中の絶対権でなくて何なのであるか。

「人格の発展のために不可欠な権利」の内容は多義に及び、人格の尊厳の保護さるべき各利益に

<sup>1</sup> 「人の生命・身体・自由・名誉・氏名・貞操・信用など人格的な利益は、財産的な利益とともに、他人の侵害から保護されなければならない。これらを違法に侵害することは不法行為となる。このように法的保護の対象となる人格的利益を総称して、人格権と呼ぶ。民法は、この種の人格権として、身体・自由・名誉だけを挙げている[民710]が、それは例示であって、人格権には貞操・信用・氏名などが含まれると解されている。人格権を侵害すると、不法行為として損害賠償責任が生じるほか、公害事件など継続的な人格権侵害の事件では、人格権に基づく差止めが認められている。」有斐閣『法律学小事典』第4版補訂版、2008。

<sup>2</sup> 五十嵐清『人格権論』一粒社、1989、7。同「人格権」『法学教室』一七一号、1994、25。黒澤英明「人格権の民法的構成」『日本法政学会法政論叢』Vol.33、1997、133-140、133 参照。

<sup>3</sup> 詳しくは、西山俊彦『宗教的パーソナリティの心理学的研究』大明堂、1985、22-26 参照。一例に過ぎないが宗教の真意を説いているのは、その立場を超えてのものである。石津照璽『宗教的人間』創文社、1980。波多野精一『宗教哲学』岩波書店、1944。G.W.オルボート『人間の形成』理想社、1959。戸川行男『人間とは何か』思索社、1975。下程勇吉『教育の宗教的基礎』理想社、1974。八木誠一編『現代にとって宗教とは何か』日本経済新聞社、1979。

<sup>4</sup> 岸本英夫『宗教学』大明堂、1961、17 - 33。

わたるが、宗教が、究極的価値規範として人格の尊厳を究極全般的に意義付けるとすると、各個別の利益以上に「宗教的人格権」は、各利益よりも格段に勝れて、保護さるべき核心的権利利益となる。人格権が各人に究極核心的であることは、人間相互には多様で相反的でさえありうるが、当該人格主体を基準としなければ原理利益の実体は確定できないことを意味し、同じくこれは、「第三者からの侵害に対し保護されなければならない諸利益」とは、当該各人格主体を基軸としての本性が同質的か異質的かの差異により、自己同一的か第三者的か、利益となるか不利益となるかの差異が生まれていることを意味し、その本性の人格核心性によって、発展にとっても侵害にとっても、周縁的ともなり核心的ともなるが、生物的生命、社会的名誉、私生活の内密性<sup>プライバシー</sup>他以上に、良心、思想、信条、信教等の精神的人格権が人格核心的であることは言うまでもないことである。しかし、この人格の尊厳に関わる諸機制の重要性、特に、基軸である人格主体の差異による同一性と差異性、利益と不利益との相反、そして、物質的と精神的人格権の本性的差異と核心性による差異は、<sup>5</sup> 日本では殊に、どれほど自覚され法規範化されて来たというのか。特に精神的人格権が問われる本控訴審の場合では、これら差異こそ最重要要件であって、細心の論理と法理をもって吟味されなければならない。

「宗教的人格権」とは、「人格権」の定義に倣えば、次のように規定される。

宗教的人格権とは

「個別的、相対的人格属性を対象とすることはもちろん、絶対的生命、当該個人的人格の尊厳、不可侵不可譲の精神価値、自由と主体性を表現する自己決定権等々のような人間人格にとって最重要な人格本性を対象とし、その自由な発展のために、第三者からの侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体である。名誉とかプライバシーを含むが、これより格段に広汎、崇高、根源的で、尊厳の主体そのもの要求である。」

であって、当然のことながら、実定法規上の最高法規である日本国憲法によって保障されている第一条以下の基本的人権の総則的規定を初め、第十九条「思想及び良心の自由」、第二〇条「信教の自由」、第二一条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」等々、の個別的規定<sup>6</sup> を含んでいる。それら一切を総合抽象化して言えば、

「これら人格的本性が必然化している権利利益の原理的核心」

とも規定され得る本性権である。「宗教的人格権」が、実定法上の最高法規である日本国憲法に規定された「人間本性権」である諸基本的人権を、当然、包含する、あらゆる「人間本性権」を、根底的、究極的に基礎付け、統合（糾合）する「人間本来性 *naturality, or, naturedness*」であるのなら、それは不断に発展向上するものではあっても、個人と人類の各歴史的時点における、根底的、究極的な（共通）価値認識であって、その意味で、尊重されるべき尊厳をおびた絶対的価値規範である。勿論、この価値規範は各（人類）社会にとってのものもあれば、各個々人にとってのものもあるが、「固有」で「排他的（自由）な」権利義務の基本的主体が個々の人間主体であるのなら、尊重さるべき価値基体の、原初体は、個々人である人間主体にあることは言うまでもないことである。

「宗教的人格権」が人格権中的人格権であれば、その本性性によって権利利益性は明らかである

<sup>5</sup> 「世界人権宣言」（1948.12.10）には、第一八条「思想、良心及び宗教の自由」として「すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、宗教又は信念を（選択し一括弧内追加、以下同様一）変更（排除拒否）する自由、並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、教導、行事、礼拝又は儀式によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」と信教の自由権を含む精神的自由権の「固有性」と「排他性」を明確に規定している。

<sup>6</sup> 「思想・良心の自由は、内面的精神活動の自由のなかでも、最も根本的なものである。諸外国の憲法においては、信仰の自由や表現の自由とは別に、特に思想の自由を保障する例はほとんど見当たらない。それは、内心の自由が絶対的なものと考えられていたこと、また、思想の自由が表現の自由と密接に結びついているために、表現の自由を保障すれば十分であると考えられていたこと、に基づく。…憲法一九条が保障する「思想」と「良心」の自由は概して信仰の自由を意味するが、日本国憲法では、別に憲法二〇条の信教の自由の保障があるので、良心の自由を狭く解する必要はない。良心は、思想のうち倫理性の強いものを意味するにすぎない。したがって、「思想及び良心」とは、世界観、人生観、主義、主張などの個人の内面的精神作用を広く含むものと解される。このような思想・良心の自由を「侵してはならない」とは、第一に、国民がいかなる国家観、世界観、人生観をもとうとも、それが内心の領域にとどまる限りは絶対に自由であり、国家権力は、内心の思想に基づいて不利益を課したり、あるいは、特定の思想を抱くことを禁止することができない、ということである。」戸部信喜『憲法・新版補訂版』岩波書店、1999、138 - 139。



が、**法律上の権利利益性**が実証的に肯定されていることについても明記しておかねばならない。次の**3つの事由、法例**が充足して余りある。1) 宗教的人格権が、それが最も人格の根幹的、究極的核心を占める人格権であるところから、民法第一条、第九〇条、第七〇九～七二四条の「不法行為」による損害賠償の最優先事項であること、2) この人間本性に基づく基本的権利は、最も究極的に包括的人格権であるところから、当然のことながら、現時点において、実定法上の最高法規である日本国憲法に規定されている第一条から第一四条までの基本的人権についての総則的規定、及び、当然のことながら第二〇条「信教の自由」を含んだ第一八条以下の個別的规定が、「宗教的人格権」には包含されること。とすれば、当然のことではあるが、基本的人権に関して示されてきた無数の判例が「宗教的人格権」の法的権利利益性を証明していること、その上に 3) の事例として、特に、「宗教的人格権」の行使主体という核心的権利「自己決定権」に関して、「エホバの証人剣道拒否事件」最高裁判決<sup>7</sup>、及び、「エホバの証人信者輸血拒否訴訟事件」最高裁判決<sup>8</sup> が如実にこれを証明している。なぜなら、すでに記したところではあるが、生命の危険が、客観的にいかような事態となっていたとしても、その判断が医学的には問題を含んだものであったとしても、手術の手法の選択は、客観的な医師の判断が第 1 基準ではなく、たとえ、医学的には問題ではあっても、(信教の自由を有する) 患者の宗教的基準をもってする選択が尊重されなければならないと判示しているからである。

本第 I 部での 2 要点は、請求の趣旨としては、

1. 被控訴人靖国神社が無断合祀している特定個人である亡父西山忠一の氏名を、霊壘簿、祭神簿、祭神名票から抹消せよ、であって、決して、同宗教法人靖国神社には「信教の自由」についての一般的権利があるかないか、ではないことであり、その理由としては、
2. 同靖国神社の無断合祀は、特定個人である亡父西山忠一と控訴人西山俊彦他遺族の究極核心的人格権である、実定法上の基本的人権である「信教の自由権」他を含む、「宗教的人格権」を根底から侵害冒辱するものであるからであって、決して、原審地裁提訴において理由とした「敬愛追慕の情を基軸とする人格権」を被侵害利益とするものではないことである。

## II. 地裁判決が失当である理由

上記第 I 部に記した控訴の趣旨と理由をもってすれば、2009 年 2 月 26 日に示された本件大阪地裁判決が、途方もない失当であったことは明らかであり、原審判決を取り消し、本件提示の趣旨と理由に基づいた公正至当な裁定を下されるよう求めるものである。全面不服であるから控訴するのではあるが、失当である主な理由として次の 3 理由を例示する。

### 1. ‘違憲’ 判示の ‘判例’ 誤用

**1988 年最大判を判例として「合祀は（一般的）信教の自由権に基づくものであって、他者の権利と利益を侵害するものではない」とした結論窃取の錯誤と争点無視の致命的欠陥**

地裁判決は、「合祀は、神社にとって最も根幹をなすところの奉斎する祭神にかかわるものであり、当該神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄であることはいうまでもない」とか「合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄である」との判示が 1988 最大判にあるとして、これを ‘判例’ とすると宣言して、合祀に不可欠な個人情報提供も強制力などの特段の影響がな

<sup>7</sup> 最高裁判決、最判平成 8 年 3 月 8 日民集 50 卷 3 号 469 頁。

<sup>8</sup> 最判平成 12 年 2 月 29 日民集 54 卷 2 号 582 頁。

い限り、被告国による法的利益の侵害は、被告靖国神社による合祀それ自体が原告らの法的利益を侵害したか否かを検討すれば足りる、とした。特定個人西山忠一の無断合祀の違法性を問う事案にあって、要審査事項を無条件の大前提としたことは、審査する事項も対象も消えうせる「問答無用」の無法そのものであって、これ自体大問題であるが、この他の諸事項間に介在する論旨と解釈を経て結論へ結び付けるためには、数々の論理的裁定を経なければならず、その主なものは第 11 準備書面他でも示したが、判決が公平公正で説得的であるかないかは、それら要審査事項が十全に列挙されており、それら事項間関係が論理必然的でなければならない上に、個々の解釈裁定が十分な証拠をもって論証されているかないか、に掛っている。誠に残念ながら、この点についての地裁判決は不十分の極みどころか、何らの証拠をも示さない断定に充ちている。2009 年 3 月 6 日に提出した控訴状に「全部不服であるから控訴する」と記した通りではあるが、その最たるものは、請求している要審査事項である特定個人の無断合祀の違法合法性如何の吟味を差し置いて、「合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄である」との独断を大前提としたことである。そもそも、合祀が「宗教的人格権」とか「信教の自由権」他に違反しているかどうか問われているのに、その審議を差し置いて、「合祀は、神社の自主的な判断によって決定されることである」から「違法ではない」とすることは、「初めに結論ありき」であり、論理的には論点窃取の背理であって、司法判断の放棄、そして、一方的体制追従迎合以外の何ものでもない。<sup>9</sup>

もっとも、地裁判決は、1988 年最大判を判例としたと明言するが、その理由は示されておらず、あるのは最高裁判所の判示であるとする‘権威’のみであって、‘判例’に値するか否かの証明の言及は見いだせない。そこには、確かに、

「合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄である」

「合祀は神社が自由になし得るもの」

「合祀は県護国神社によってなされているもの」

「信教の自由は誰にでも保障されている」

「合祀は誰の信教の自由をも侵害しない」

「合祀は誰にも強制をも不利益をも与えない」

「信教の自由の保障は、…限り、寛容であることを要請している。」

等々の文言が随所に認められる。しかし、「信教の自由」についての一般的権利があるからといって、特定個人の「宗教的人格権」の尊厳をも、「信教の自由権」他をも如何ようにも勝手放題とすることに何の論理と法理があるというのか。これら判示の背理、論点窃取は、第 1 準備書面他で詳述したところであって、再述するまでもないが、各人には所有とか居住等への一般的、基本的権利があるからといって、他人の金品に無条件で手を出し、住居へ押し入ってもいいとでもいうのか。また、表現の自由等についての基本的権利があるからといって、他人の思想、信条、信仰等を侵害しても勝手放題とでもいうのか。権利の行使にあっては第三者への影響、限度、異議申立、公序良俗等々の制限があり、精神的自由権が絶対である場合でも内外領域への展開の差異は弁えねばならず、権利利益の衝突には比較考量、受忍限度、相関関係等々を考慮しなければならないはずであるが、原審地裁判決では、被告宗教法人靖国神社だけの「信教の自由権」を大前提として無断合祀を全面無制約的に擁護して、原告の権利利益を無視して憚らない。自己の権利自由を云々する者は、少なくとも同時に、他者の権利自由を尊重することが前提になっているはずであることは、勿論のこと、社会全般にわたる秩序と公正の維持遵守を専らとする司法裁定にあつては、ことさら、留意しなければならない要件であるとは、釈迦に説法ということになるが、司法裁定にそのカケラさもなく、この事実を直言しなければならないとは、通常の思考と羞恥心を遙かに越えた無惨な事態といわなければならない。

<sup>9</sup> 西山俊彦「靖国合祀取消し請求論理の幾許かの整序化」聖トマス大学人文科学研究室紀要『人間文化』第 12 巻、2009、67 - 118、書証甲 D48。

あるいは、今一度、反論されるのかも知れない。

「合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄である」

「合祀は神社が自由になし得るもの」

等々の判示は、実際に、1988年最大判にあるのではないかと。残念なことではあるが、そのような判示は確かにあって、だから上記引用は本控訴人の創造によるものではない。ただし、この場合であっても、1988年最大判での「基本的人権」の無制約的、一方的宣明には、原理の内包外延の明確化、適用、比較考量等々、未解決の検討課題は無数にあつて、本控訴人が第1、第2準備書面等、および、「靖国合祀取消し請求論理の幾許かの整序化」（書証甲D48）、『靖国合祀取消し訴訟の中間報告—信教の自由の回復を求めて—』（書証甲D49）<sup>10</sup>で解明した無数の矛盾と背理が発生している。このような事態を前にして、論理と法理の欠けている最高裁大法廷判決を‘判例’として審査の冒頭、核心に据え、一刀両断に裁定するというのは、理性と良心を麻痺させなければできないこと、論理と法理の欠けた判示には、何らの正当性も妥当性もありえないところから、たとえ、最高裁判所が「終審裁判所である」との憲法規定があつたとしても、個々の判示が不変でも普遍的拘束力がある訳でもなく、判例の変更もしばしばのことであつた<sup>11</sup>ことに思いを馳せることができなかつたのか。正当性と妥当性の欠けた権威は権威に値しない。それを、最高裁大法廷判決であるからとの唯一の理由でもって、地裁判決は判断の基準とし、根幹としてしまった。

1988年最大判にどのような判示があつても、もしも、それが判例に値しないのであれば、それを無批判に適用した原審地裁判決には正当性も妥当性もなく、判決取り消しを免れるものでないことは言うまでもないことである。

なお、‘門前払い’に等しい判決をして置きながら、原審判決には、「法律上の争訟性」について、「原告らの被告靖国神社に対する請求は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決できるものであり、法律上の争訟に該当するといふことができる」としていることも、矛盾である。なぜなら、信教の自由にして、**「宗教的人格権」**にして、その権利主体の差異を無視し、内外領域の区別をも無視し、権利の比較考量さえしない、信教の自由権の無差別的絶対性を一切の裁定に先立つ大前提と見なすなら、それ以上の審査は、悉く、問答無用でなければならないからである。

「1988年最大判を判例として「合祀は（一般的）信教の自由権に基づくものであつて、他者の権利と利益を侵害するものではない」とした結論窃取の錯誤と争点無視」、すなわち、争点無視の根源的欠陥、これが、地裁判決が失当である第一の理由である。

## 2. 判例の捏造

**1988最大判は「宗教的人格権」について判示しており、それは自己イメージとか、嫌悪の感情、不快の心情等に等しく、1988年最大判によって、権利利益性の否定されたものである、との判例の捏造**

原審地裁判決が、‘違憲’判示の‘判例’誤用を冒しているのなら、それだけで失当である十二分の理由がある。しかも、判例の捏造という司法裁定とは裏腹の論証を展開したというのであれば、尚更のこと、これが、地裁判決が失当である第二の理由である。

本控訴審での本控訴人の請求の理由は、最も人格核心的で究極的な人間人格の本性的である「宗教的人格権」の侵害であるが、原審原告の同理由は「敬愛追慕の情を基軸とした人格権（「敬愛追慕

<sup>10</sup> サンパウロ、2006.10。

<sup>11</sup> 樋口陽一「憲法判例」を考える—三つのパラドックスを手がかりに—『法学教室増刊・憲法の基本判例』第二版、1996.4、2-5。

慕権」と略称)」であって、法的権利利益についての立脚基盤は全く異なるものである。したがって、原審地裁判決は後者である「敬愛追慕権」について述べてはいても、決して、本控訴人が依拠する控訴の理由についての言及でないことは勿論のことではあるが、「宗教的人格権」という同一文言が登場するところから、原審判決に認められる誤用との同一視は元より、被控訴人らの、故意か否かの如何を問わず、誤解をも許すわけにはいかない。地裁判決に認められる被侵害利益は何であったのか、その法利益性の否定は、いかように 1988 年最大判に依拠されたのか、を明確化しておかなければならない。判決文は、「原告ら的人格権及び原告らの法的利益の侵害の存否等について」と題して、被侵害利益「敬愛追慕権」の法利益性について各当事者の見解を列挙している。

### 【原告らの主張】

#### ア 敬愛追慕の情を基軸とした人格権

(ア) 人は、社会生活の中で自らの生存の意義を見出し、自身についての現在及び将来のイメージを形成し、そうして見出した意義・形成したイメージ（以下「自己イメージ」という。）が、自己以外の他者に承認されて初めて、充足された意味のある生活を送ることができる。充足された意味のある生活を送ること自体が、人間の人格及び人格的生存に不可欠であるといえることができる。したがって、「自己イメージに対して脅威となる不当な評価・規定」が他者からなされ、それが流布された場合には、それは個人的人格的生存を脅かすものとなり得るから、「自身の意に反する不当な評価・規定」をされないという権利は、人格権として保護されるものである。

(イ) そして、自身に対する直接的で不当な評価・規定がなされないことが、人格的生存に不可欠のこととして保護されるのと同様に、家族的人格的な紐帯の中で、自身と人格的一体性を感じ得る者（例えば近親者）について見出した意義、形成したイメージもまた、必然的に自身の人格的生存に不可欠なものとして、それに対する不当な侵害から保護されなければならない。なぜなら、個人は自己の人格を形成するに当たって、必然的に近親者等の言動、人格により影響を受けているからであり、近親者等について自分なりに見出した意義、形成したイメージが、自身の人格形成、人格的生存に不可欠だからである。そうであれば、近親者等に対して「自身が見出した意義、形成したイメージに反する不当な評価」がなされ、それが流布された場合、それは必然的に自身に対して直接不当な評価がされたと同じように個人的人格的生存が脅かされ、個人的人格権が侵害されることとなる。このような場合が、**人格権の一内容**である敬愛追慕の情に対する侵害である。故人の名誉やプライバシーが侵害された場合に、遺族の敬愛追慕の情の侵害を認めて損害賠償を命じる判例は、その一形態である。したがって、近親者等に対する敬愛追慕の情は、近親者等について見出した意義、形成したイメージ及びそこから生じる自身についての生存の意義、自己イメージと不可分一体のものであり、個人的人格的生存に不可欠のものといえ、かかる**感情**は、人格権の一内容を構成するものとして、憲法上ないし私法上の保護を受けるべきものである。

(ウ) 敬愛追慕の情に関する裁判例等の存在（記載省略）

(エ) 以上のとおりであって、近親者等に対する**敬愛追慕の感情**は、**人格権の一内容**を構成するものとして、憲法上ないし私法上の保護を受けるべきものであるといえ、「家族的人格的な紐帯の中で、本件戦没者を敬愛追慕する人格権」（以下「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」という。）は、**人格権**として保護されるものであり、当然に**被侵害利益**となるといえることができる。

### 【被告靖國神社の主張】

#### ア 敬愛追慕の情を基軸とした人格権に対する反論等

(ア) 法的利益の不存在

a 原告らの主張する権利は、**昭和 6 3 年大法院判決において法的利益性を否定された宗教的人格権と同一の内容**のものであることは明らかである。

すなわち、本件訴訟は、近親者の合祀に異議を唱える原告ら的人格権と被告靖國神社の信教の自由・宗教行為の自由との対立の問題であって、…何人かをその信仰の対

象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されているからである。原審が**宗教上的人格権**であるとする**静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益**なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。」というものであって、まさに原告らと被告靖國神社との間の本件訴訟に適用されるものである。したがって、原告らの主張する**敬愛追慕の情を基軸とした人格権**には、**法的利益性は存在しない**。

- c. したがって、原告らの主張する「**敬愛追慕の情を基軸とした人格権**」に**法的利益性がない**ことは明らかである。

### 【被告国の主張】

#### ア 敬愛追慕の情を基軸とした人格権に対する反論

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民等に対し、負担する職務上の法的義務に違背して当該国民等に損害を与えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである。そして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権が成立するためには、当該国民個人**の法律上保護されるべき利益**（以下「**法的利益**」という。）が侵害されたことを前提とする（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・裁判集民事91号639頁，最高裁平成17年9月14日第一小法廷判決・民集59巻7号2087頁）ところ、次のとおり、原告らの主張する敬愛追慕の情を基軸とする人格権は、昭和63年大法廷判決において、いわゆる**宗教的人格権**として、その**法的利益性が明確に否定された「感情」ないし「心情」**にほかならず、法的利益ということができない以上、被告国は原告らの法益を侵害していない。

#### （ア） 昭和63年大法廷判決の判示について

昭和63年大法廷判決は、いわゆる**宗教的人格権が法的利益であることを否定している**。

- c. 以上のとおりであって、原告らの主張する敬愛追慕を基軸とした人格権は、その内容の点でも、それを法的利益として保障することにより生ずる効果の点においても、**昭和63年大法廷判決が、いわゆる宗教的人格権として法的利益であることを否定した「感情」と何ら異ならない**。

### 【裁判所の判断】

#### 2 争点(2)（原告ら的人格権及び原告らの法的利益の侵害の存否等）について

##### (1) 原告ら主張の人格権の権利性、法的利益性について

#### ア 昭和63年大法廷判決の射程について

人が自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されていると解するのが相当であるところ、遺族においても、当然に近親者を追慕し、自己の流儀に従って近親者を悼み慰霊行為をする自由・利益については、保障されていると解するのが相当である。

これに対し、人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに**不快の感情**を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至ること、さらに、信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰を持つ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきであるから、上記**宗教的感情は直ちに法的利益として認めることができない**と解するのが相当である（昭和63年大法廷判決参照）。そして、宗教に基づく感情以外の、自己の信じる信念や理念等に基づく精神生活一般においても、人が他者の宗教的行為その他の行為によって自己の精神生活の静謐を害されたとして**不快の心情ないし感情**を持つこともあり得るものであるが、このような**心情ないし感情**を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求め

ることができるとするならば、他者の信教の自由その他の自由権を妨げる結果となることは上記宗教的感情における場合と同様であるので、上記心情ないし感情についても直ちに法的利益として認めることができないと解すべきであって、他者の宗教的行為その他の行為が強制や不利益の付与を伴わない限り、上記心情ないし感情には、損害賠償請求及び差止請求を導く**法的利益は認められない**と解すべきである。

イ 本件における原告らの法的利益について

これを本件についてみると、原告らは、敬愛追慕の情を基軸とする人格権が被侵害利益であるとして、「近親者等に対する敬愛追慕の情は、近親者等について見出した意義、形成したイメージ及びそこから生じる自身についての生存の意義、自己イメージと不可分一体のものであり、個人の人格的生存に不可欠のものといえ、かかる感情は、人格権の一内容を構成するものとして、憲法上ないし私法上の保護を受けるべきものである」と主張している。

しかし、原告らの主張する「自己イメージ」というものは、人に対する社会的評価であるところの名誉や、外形的な情報であって社会的評価が可能なプライバシーと比べても、余りにも**主観的かつ抽象的**なものであって、その概念が示す範囲自体画定し難く、内容も、もともと無限定である上、外部からの統制なしに形成し得ることもあって、無制限に膨らみ得るものであり、かように、概念が確立されておらず、その内容及び外延が判然とせず、社会に定着していない「自己イメージ」を、名誉やプライバシーの概念を媒介にしないで直接の法的保護の対象とすることはそもそも困難であるといわざるを得ないし、自己情報を規律する権利といわれるものにおいても未だ概念が定着していないだけでなく、遺族との関係に関する情報までその中に含まれるかについては議論が全く進んでいない状況にあるのであって、上記「自己イメージ」を中核とする感情に**法的利益を認めることは困難**である。

また、人は社会的な存在であって、他者からイメージを付与されることが不可避であるところ、故人に対して縁のある他者が抱くイメージも多々存在するものであり、故人に対する遺族のイメージのみを、法的に保護すべきものであるとは考えられない。

そうすると、名誉権の侵害及びプライバシーの利益の侵害を具体的に主張していない原告らの主張する人格権の中核となる敬愛追慕の情は、結局のところ、前記第2、3(6)における【原告らの主張】の内容からすると、被告靖國神社による本件戦没者の合祀という宗教的行為による**不快の心情**ないし被告靖國神社に対する**嫌悪の感情**と評価するほかなく、これをもって直ちに損害賠償請求や差止請求を導く**法的利益として認めることができない**。

引用には制約があり、部分的であることは止むをえないが、以上に判決原文を明示した通り、3当事者全員が、1988年最大判の原審他で原告が「宗教上の人格権の一内容」として提示した「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」を「宗教的人格権」についての判示であるとして受容し、その法利益性を否定したとの前提に立って、本件原告側は「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」は1988年最大判での「宗教的人格権」とは大きな相違があり、本件には、昭和63年大法廷判決の射程は及ばない、と主張し、両被告側は、いや、同一「宗教的人格権」についての判示であって、その法利益性は否定されているのであるからとして、却下、棄却を請求したのであった。

地裁判決は、両被告の主張に全面的に与し、「敬愛追慕権」は、「自己イメージ」「嫌悪の心情」「不快の感情」他に等しく、それらは1988年最大判において法利益性が否定されている「宗教的人格権」であるから、請求には理由がなく、棄却すると裁定した。原審判決は、何度も、「いわゆる」という限定句を付していることではあるが、「敬愛追慕権」は、1988年最大判で「静謐な環境で信仰生活をおくるべき人格権」と、法利益性の認められなかった同一の「宗教的人格権」と判示した。例えば、判決は原告らの主張についての判断において「**宗教的人格権との相違に関する主張について**」という表題を繰返して使用して3当事者が「宗教的人格権」について抱いている想定理解に与するだけでなく、「**昭和63年大法廷判決は、直接的には宗教的人格権について判断している**」と明言している。もし、1988年最大判にその文言さえ存在しないというのであれば、仮令、

1988年最大判が、それ自体、判例とされるに適していたとしても、存在しない文言を「被侵害利益」として司法裁定を展開しているのであるから、虚偽の請求の理由についての法利益性の否定を構築して、それに基づく虚偽の裁定を展開した訳であって、地裁判決全体は、まさに、捏造としか言いようがなくなる。実際に「宗教的人格権」が1988年最大判において審議され、その法利益性が否定されたのかどうかは、すでに何度も明記したところではあるが、最小限のところは明記しておかなければならない。

### 最高裁で権利利益性の否定されたのは、よくて「宗教上の人格権」であって、「宗教的人格権」ではないこと

1988年最大判はどのような理解を示したのかは、控訴人第1準備書面38～42頁他に次の通り記している。「全裁判官一致の判決である」との多数意見（裁判官伊藤正巳のみ単独反対意見）に見れば、もちろん「宗教的人格権」はその文言さえ登場しない。認められるのは「**宗教上の人格権**（の法的利益の侵害）」だけであるところから、それが「宗教的人格権」を意味しているのか否かに限って吟味しなければならない。以下の3（4）個所がその全例である。

（1）「**宗教上の人格権**といわれる）「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがらがないよう望むことのあるのは、その心情として当然である」

（2）「**原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益**」

（3）「**被上告人の主張する（一）宗教上の人格権、（二）宗教上のプライバシーは、その主張内容をみればいずれも原審が宗教上の人格権とするところのもの**と結局同一に帰する」

と表明し、この他に、原審判示として、

（4）「被上告人は、本件合祀申請による A の県護国神社への合祀によって静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益、**すなわち宗教上の人格権を侵害された**」（以上太字個所強調）  
実際に3（4）箇所に認められる「**宗教上の人格権**」の真意が問われなければならないが、先ず、一体全体、最高裁は「**宗教上の人格権**」（の全容）について何らかの明確な規定を行ったかどうか、である。そしてその場合、「**宗教上の人格権**」と「**宗教的人格権**」とは同じであるとしたのかないとしたのか。これまでに吟味したところから従えば、「**宗教的人格権**」は枢要な人格核心とその権利全般に及ぶのに対し、「**宗教上の人格権**」ではこの内包外延は不明である上、最高裁は前者については何等言及するものでなく、「**宗教的人格権**」について否定も肯定もしていない。兎に角、1988年最大判では「**宗教上の人格権**」が請求の理由となっており、これについては主題としているが、上記（1）は誰が規定したものを指しているのか、不明と言うしかないが、それは「不快の感情・心情」であると断定し、法的利益を認めなかったのが最高裁であるとする、最高裁自身が規定主体であり、最高裁が「**宗教上の人格権**」は「不快の感情・心情」であると判示したのである。（2）及び（3）には「原告（何故ならば、原審での判決は原告の請求の理由を認容したものであったから）、あるいは、被上告人が主張する」、とか、「**原審が宗教上の人格権とする**」との限定が付されているが、原告側はこれらを「**宗教的人格利益の一内容**」としていたのであるから、原審判決が「一内容」としていたものを「**宗教上の人格権**」の全体とした可能性はないとは言えないとしても、それをもって最高裁自身が「**宗教上の人格権**」の一部としたのか全体としたのかは不明であるというしかなく、にも拘らず、最高裁は、不明のままに、「**原審が宗教上の人格権とした**」ことに対して、それは「不快の感情・心情」に過ぎないと断定した。（4）では、「**静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき法的利益、すなわち宗教上の人格権**」を「**すなわち**」でもって同格と見なしているが、これは被上告人の主張を繰返しただけでも理解されるゆえ除外する。これらの事実だけをもってしても最高裁が何をもって「**宗教上の人格権**」としたのかは理解不能としか言いようがないが、これらの指摘は以下に記す<二つの帰結>をもたらしている。

「**宗教上の人格権**」についての最高裁判断の論理整合的理解可能性は<帰結1>か<帰結2>以

外にあり得ないと思われる（記述省略、乞既提出諸準備書面参照）。どちらの帰結が真実であったとしても、1988年最大判は、「宗教上の人格権の一部分」の法利益性を否定したとしても、「宗教上の人格権の全内容」をも「宗教上の人格権」自体をも否定してはならず、ましてや、「宗教的人格権」には言及さえしていないのであるから、「宗教的人格権」の法利益性を否定していないことは明らかである。とすると、原告らが、「宗教的人格権」が枢要で根幹的な人格権であることを周到に証明していさえすれば、本件地裁判決も異なっていたとも考えられるところから、慙愧の極みではあるが、少なくとも本控訴審では、後者については立証済みであると考える故に、「宗教的人格権」をもって控訴の理由である被侵害利益とするのであるが、1988年最高裁判所大法廷判決がいかなる人格権についての法的利益の否定であると理解されても、1988年最大判を根拠として、「宗教的人格権」のような不可欠的人格権についての法利益性の不在の判例とし、本件控訴審での請求を却下も棄却もできることではないことは、明々白々なことである。明々白々とはいつても、なお、最高裁判所大法廷であったとしても、「宗教的人格権」の権利利益性を否定する判示はできるのか、そして、本件大阪高裁での控訴審ではできるのか、を問うておかなければならない。

もし、本高裁裁定が、2009年2月26日の地裁判決が判示したように、1988年最大判が宗教的人格権についての判示を行ったというのなら、そして、1988年最大判では宗教的人格権の法的権利利益性が容認されなかったという判示を行ったというのなら、この点に関連して、もし、本件控訴審での見解が同一であるとして示される場合、その場合には、大阪高裁の本件法廷自身は、1988年最大判が「宗教的人格権」の権利利益性を否定したとしているのか。そして本高裁法廷が、1988年最大判が「宗教的人格権」の権利利益性を否定していたと主張するとしても否定していたのではないと主張するとしても、本高裁法廷は、日本国憲法下において「宗教的人格権」の権利利益性も「信教の自由権」他の権利利益性も、容認されていないとでも主張しているのか。そして、同様の主張にしたがって、最高裁大法廷であるとしても、その権限をもって同種権利を否定する判示を示せるとすることが、大阪高裁本件法廷自身の見解であるとしているのか。仮定に則った予断は、通常、慎むことが望まれるところである上に、近未来のことも予測できる者はいない。しかし、これが杞憂か空言と、安閑と構えていることを許さない歴然たる事実がある。曲解と捏造を敢えてした本件地裁判決である。本控訴人には、全3当事者の誤解（曲解）と捏造に基づく判決を下す可能性を予感していたのではあるが、少なくとも、他の原告らは、全員、そうではなかったように感じられた。判決を待っていては、すでに手遅れ、前車の轍を踏まないように、少なくとも、前車の轍を踏むことがいかなる虚構と捏造に陥り、また、人格の尊厳、人権の尊重、司法の権威を貶めることを意味しているかについては、失礼をも顧みず、重々、指摘して置かなければならない。

### 3. 事実確認抜きでの、臆断的、独断的裁定

両被告間での合祀に不可欠的個人情報の授受は「一般行政サービス」の範囲内のこととの、両被告の主張を裏付け検証抜きで丸飲み

被控訴人宗教法人靖国神社と同国間での合祀に不可欠な個人情報の授受がなければ 246万人余に及ぶ無断合祀は不可能であったとは、同靖国神社が容認しているところではあるが、にも拘らず、亡父西山忠一のそれを含む、合祀に不可欠な個人情報の授受は「一般行政サービス」の範囲内のことであったと両被控訴人は主張し続け、地裁判決は、それは「争いのない事実」であると判示し、本控訴審でもそれについての裏付け検証を行う気配は全く見受けられない。被控訴人らの主張の裏付け検証抜きでの丸飲みが、控訴審においても再現されないために、以下に、これが深刻な事案であることを明言して置かなければならない。

もっとも、地裁判決といえども、両被控訴人間での個人情報の授受が「一般行政サービス」であるとの判断にあたって、両被控訴人の主張の「証拠」に触れていない訳ではない。「被告靖国神社による合祀者数の推移」と「被告国による被告靖国神社以外の団体に対する情報提供行為」とが、



本件地裁判決では、争いのない事実等として記されているが、「争いのない事実等」とは「証拠の記載のない事実については、当事者間に争いがなく、当裁判所に顕著である（事実のこと）」とされているのは不思議なことである。なぜなら、被告靖国神社と同国の申立て（丙13～23）は「証拠の記載のない事実」か「原告側の反論しなかった事実」であって、「一般サービスの範囲内での行為であった」ことの証明はなされておらず、たとえ、この申立が正しくても、だから、両被告間での合祀に不可欠の個人情報の授受提供までもが「一般サービスの範囲内での行為であった」ことにはならない。十分条件を満たしていないからである。これについての論理的説明は、後述するものであるが、その前に、地裁判決自体の論旨を吟味しなければならない。被告国の主張への反論が原告側からなかったことは事実ではあるが、それが、1988年最大判という「幻の判例」を介して次の通りの論理展開を示したからである。「判決骨子」に基づけば、

「被告国の行為は、被告靖国神社における合祀において、戦没者の情報の把握に協力するという多数の合祀を行う上で重要な要素をなしていたといえるものの、合祀については、被告靖国神社が最終的に決定していたのであるから、被告靖国神社の合祀行為等に関する判断に対して、被告国の行為に、事実上の強制とみられる何らかの影響力があつたとは認められず、原告らの法的利益の侵害の成否は、被告靖国神社による合祀それ自体が原告らの法的利益を侵害したか否かを検討すれば足りるところ、既に判断したように、被告靖国神社の合祀行為等によって、原告らの法的利益が侵害したとは認められないから、被告国の責任は論ずるまでもない。」

との判示となって、請求棄却の判決となったからである。すなわち、合祀は宗教法人靖国神社の自主的判断によって決定されていたのであるから、国からのそれへの強制とみられる影響力が認められない限り、国の行為によって原告らの法的利益が侵害されたとは認められないのであるから、靖国神社による合祀行為による侵害如何を吟味すれば十分である、と、合祀は被告靖国神社の主体的決定であることを前提として、裁定していながら、被控訴人らの主張である「一般行政サービス」であることの裏付けとして提示された「被告靖国神社による合祀者数の推移」と「被告国による被告靖国神社以外の団体に対する情報提供行為」を並べただけであって、前者の中身の吟味も、後者に指摘する10件以外の大多数の提供の吟味も放棄した上で、あたかも、それらが両被控訴人間での個人情報の授受をも正当化しているかのように装っただけであるからである。「初めに結論ありき」であれば、自ずと、両被告・被控訴人間での合祀に不可欠な個人情報の授受は「一般行政サービスの範囲内の行為である」との判示となるわけであって、この極論は、上記争いのない10事例だけを理由として、246(210)万人の個人情報提供全体も「一般行政サービス」と裁定した逸脱であるが、原審地裁審査ではこの点の事実審査は、一切、なされてはおらず、一審終盤になって本原告・控訴人が問題提起をしたのではあったが、一顧だにされず、本人単独控訴の痛みとなったのではあるが、被控訴人らは、地裁判決を事実として主張し続け、高裁の訴訟指揮も、この点についての本控訴人からの請求に目もくれないのであるから、本控訴審の帰趨に関わる重要事項として、この論理不在、請求無視を究明しないわけには行かない。

明確に反論しなければならない。1件でも「違法でない提供」があれば、246(210)万人の個人情報の授受提供全体が「違法ではなくなる」のか、と。「争いのない事実等」とは「証拠の記載のない事実については、当事者間に争いがなく、当裁判所に顕著である（事実のこと）」である、と注記してはいるが、たとえ、10件の「被告国による被告靖国神社以外の団体に対する情報提供行為」が「違法ではない（一般行政サービス）」と裁定され、その数が10万人に上るとしても、それをもって、246(210)万人全体の個人情報の授受提供が「違法ではない（一般行政サービス）」との主張が、必然不可避の帰結として結論付けられ得るか、の問題である。浴恩会名簿（昭和35年10月調。丙13）他9件への戦没者等の情報提供が、「一般行政サービス」としてであったとしても（実際は、それを検討した痕跡は寡聞にして耳目にしませんが、）それらは単発的、一過的、散発的、例外的なものであるのに対して、組織的、大量・長期的、能動・主体的に収集保管提供した246(210)万人全体の個人情報の授受についての検証はなされていない。

直言しなければならない。被告国からの一定の情報提供を正当化する必要十分条件とは何なのか。一体、「被告靖国神社以外の団体に対する情報提供行為」に列挙されている提供例は、人数、回数、期間等々は、どれだけの比率を占めており、提供全体を性格付けるものなのか、と。微小で例外的のものを挙げて、組織的、大量・長期的、能動・主体的収集保管提供の全体を正当化する手段とすることは、論理的逸脱であって、司法判断のなし得るところではないはずではないのか。命題全体が成立するには、「必要条件」だけでは駄目であり、「必要十分条件」が不可欠であるとは、論理と因果関係を基本とする者にとっての初歩的、基本的知識ではないのか。裁定であれば何でもよいのではない。それが論理と法理を弁えたものでなければならないなどと、弁護士、裁判官に直言しなければならないほど、悲しいことはない。<sup>12</sup>

部分的証明は必要条件ではあるが、必要十分条件ではありえない。この条件を無視した裁定は論理の逸脱であって、司法裁定とはなりえない。「個人情報保護に関する法律」にあっても、もし、法律に違反しない事例が1件でもあれば、法律は完全に遵守されているとでもいうのか。地裁判決は、針小棒大どころの所業ではない。はっきり独断、背理、捏造と直言しなければならないが、この背理、捏造を高裁審査でも繰返させるようでは、司法の土台は、実質上、崩壊していると言わねばならない。被控訴人国が指摘する事例が「一般行政サービス」であったとしても、だから、被控訴人宗教法人靖国神社への合祀に不可欠な個人情報の授受もそうであったとは、資料収集記録提供の意図、経緯、規模、継続性、等々についての共同性、一体性、能動性、主体性等々の全体を検討吟味しなければ言えず、これを全く無視、欠落させて、被告、被控訴人国と同宗教法人靖国神社の主張をそっくりそのまま丸飲みした地裁判決は、穏やかに言っても偏向一方的なものであることに留まらず、「争いのない事実」をそれとして放置する本件高裁での裁判指揮も偏向一方的な姿勢に終始するものとなっている。被控訴人国が被控訴人宗教法人靖国神社へ提供した合祀に不可欠の個人情報の提供そのものの内容実態を不問に伏せたままでは、微小、例外的事例でもって、246万に上る全体を性格付けることを再現させるからである。現厚生労働省での現場検証では戦没者名簿に「祭神名（戦没者の身分等の調査）票」記載事項と靖国神社への送付及び合祀の如何を確認し、靖国神社にあつては、現厚生労働省から送付され、合祀された戦没者の記録を、個別、年代別、並びに、総数をもって確認するだけでも、両被控訴人間での個人情報の授受に関する全体像の大略は現認できるはずである。もし、被控訴人宗教法人靖国神社へ送付した祭神名票等の事項が、戦没者総数と数量、記載事項等々、が一致するというのであれば、それは、もはや、「一般行政サービス」の範囲で理解できる事態ではなく、大量、悉皆的、長期、組織的な収集提供であつて、両被控訴人が例示し（原審地裁判決がこれを、文字通りに、裏付け証拠を全く取らずに、踏襲した）ような、一時的、単発的、個別的な資料提供とは、比較にならないものであることが、事実をもって示されることになる。現場検証を請求する理由であるが、もちろん、検証結果は、被控訴人らの主張を裏付けるものとなるのか、裏切るものとなるのか、結果を待つしかないのではあるが、肯定的にか否定的にかに拘わらず、本件審査の核心を裏付ける証拠資料となるはずであつて、本件原審と本控訴審でのこれまでの欠如、怠慢を補完するものとなるに違いない。

### III. 本控訴審での審査の現状と公正な裁定への不可欠の課題

これまでに、I. 控訴の趣旨とその理由を根拠として、II. 地裁判決が失当である理由を3つに限って、指摘した。後者については、1. 論点排除の致命的欠陥、2. 判例の捏造、3. 事実確認抜きでの、臆断的、独断的裁定、という、論理と法理を身上とする司法裁定とは、およそ、正反対の

<sup>12</sup> 必要条件 *necessary condition* とは「P が成り立たなければ Q も成り立たないという関係がある時、P を Q の必要条件という。」

十分条件 *sufficient condition* とは「事項または命題 P が真であれば、事項または命題 Q が真であるという関係がある時、P を Q のための十分条件という。」

必要十分条件 *necessary and sufficient condition* とは「P が Q の必要条件であると同時に十分条件である場合、P を Q の必要十分条件という。」（広辞苑）

道理にも法理にも欠落した裁定に終始しているからであるが、もし、これら指摘の幾許かが的を獲ているのなら、それだけでもって、原判決取り消しは必至であるが、罷り間違っただけで全部が的を獲ているとすると、司法の根幹は、すでに、崩壊していると言うしかない憂うべき事態である。控訴審審査が同一軌道にあるとすれば、深刻な状況は一層深刻で、本件事案が重大なものであればあるだけ、その影響は計り知れないばかりではなく、万一、この事態を放置するようなことにでもなれば、結果は絶望的としか言いようがなくなる。誠実かつ早急の対応が求められており、結審を口にできる状況ではないが、公正な裁定への不可欠的課題としては、控訴審に求められる事実上と法律上との審査にしたがって、次の2つに纏められる。

(1) 上記地裁判決の論理上と法理上での公正な審査

(2) 上記地裁判決の証拠に基づく事実上での公正な審査

いずれも、事実確認の明示的実行が求められているのではあるが、地裁判決が失当である理由をもって記せば、それぞれが、以下の事項の検証である。これまでの記述に即していえば、

(1) 上記地裁判決の論理上と法理上での公正な審査に対応する要検証事項は、

### 1. ‘違憲’判示の‘判例’誤用

1988年最大判を判例として「合祀は(一般的)信教の自由権に基づくものであって、他者の権利と利益を侵害するものではない」とした結論窃取の錯誤と争点無視の致命的欠陥

### 2. 判例の捏造

1988最大判は「宗教的人格権」について判示しており、それは自己イメージとか、嫌悪の感情、不快の心情等に等しく、1988年最大判によって、権利利益性の否定されたものであるとの判例の捏造

であり、(2) 上記地裁判決の証拠に基づく事実上での公正な審査に対応する要検証事項は、

### 3. 事実確認抜きでの、臆断的、独断的裁定

両被告間での合祀に不可欠的個人情報授受は「一般行政サービス」の範囲内のこととの、両被告の主張を裏付け検証抜きで丸飲み

となることは、容易に了承されるところであろう。

容易に理解可能であろう、とはいうものの、これまでの経緯に照らしてみれば、このようなコメントは可能であろうか。何故なら、両被控訴人の対応の実態から目をそらさず、そして、それへの訴訟指揮の実際を振り返れば、課題解決はもとより、課題直視さえなされていないさまを否定できないからである。原審地裁判決の不当性、失当性については、既述のことゆえ、本控訴審でのことに限るが、被控訴人靖国神社と同国の立場は、原審以来の主張である

「1988年最大判(と原審判決)によって本事件は決着済みであるから、棄却すべきである。」を繰返すのみであって、度重なる準備書面と法廷での相対をもってする本控訴人からの反問、すなわち、請求の理由である「宗教的人格権には権利利益性がない」との判示が1988年最大判のどこにあるのか、との追及にも答えようとしない。にも拘わらず、期日当日か直前になって、同一主張を敢えて反復するのであるから、真摯に対峙しようとする姿勢があるのかさえ疑われるのであるが、この究明を、せめて、法廷内においても行おうとしても訴訟指揮がこれを許さない。対質権は民事訴訟規則第一二六条他によって保障されているにも拘わらず、この事態に終始しているとは、審査全体の偏向が疑われる事態であるのみでなく、この点にかんする本控訴人からの度重なる申請(申立)は悉く却下され続け、訴訟指揮は一切發揮されていない。控訴理由と被侵害利益の成立如何という事件の核心をしめる論点についてのこの事態は本件審査のみではなく、司法制度の根幹にかかわる憂慮すべき事態であるが、これへの対応、回復策、は、これまでの経緯が酷ければ酷いだけ、偏に、これからの対応、殊に、訴訟指揮に掛っていると明言しない訳にはいかない。

上記、法例の確認他は、法律上での、事実確認の一つであるが、被控訴人らの主張に対して、証拠の提示をもって証明させる検証は、文字通り、事実確認そのものである。両被控訴人の、今一つ

の主張である、

「国から靖国神社への合祀資料の提供は「一般行政サービス」の範囲内のことであって、違法性はなく、誰に対しても利益 / 損害の付与も生じていない。」

は、原審においては、「争いのない事実」とされ、証明のあるなしは不問に付されてきたが、たとえ、原審で争点とはされず、判決に採用されたことであつたとしても、本控訴審では単なる主張に過ぎないのであって、原審判決が採用したことだけをもって、本控訴審でも不問に付され放置されていいわけではなく、他の主張とどうように、証明を要する一主張に過ぎない。まして、原審判決が、

「合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄である」

「合祀は神社が自由になし得るもの」

等との、問答無用の上記「違憲」判決を「判例」として、被控訴人間での個人情報の無断授受をも「一般行政サービス」の「一環」であり、「争いのない事実」として、証明不要としてしまったことに対し、本控訴審では、同「判例」が違憲の容疑濃厚であるのであるから、それを前提とすることは許されず、246 (210) 万人の個人情報自体を吟味する課題を放置することはできない、と事実確認を請求し続けている現状である。

無視され続け、放置されればなし、であっても、ここは理性と良心が支配する法廷であると信じて、断念してはならない。本控訴審でそれらを、幾許かでも、吟味したとでもいうのか。亡父西山忠一のそれを含む個人情報の授受の実態調査確認を、本控訴人は、2009年4月27日の控訴理由書の提出以来申請（上申）し続けてきた。事実確認なき主張は法廷でのものではありえなく、それ以上に、証拠確認を欠いた司法裁定は不可能である理由によるが、本控訴人の申請（上申）は、悉く、却下された。2009年11月以降に限って提出した主な書面は、口頭弁論時に口頭によって行った要請を除いて、

1. 2009年11月9日付 「控訴人側学者証言への申請（申立）書」
2. 2009年11月9日付 「求釈明の申立書」
3. 2009年11月9日付 「証人尋問の申立書」
4. 2010年1月22日付 「証人尋問の第2回申立書」
5. 2010年1月22日付 「第3回口頭弁論他についてのお願い（上申書）」
6. 2010年2月24日付 「控訴人側学者証言への申請（申立）書」
7. 2010年3月3日付 「控訴人側学者証言への申請（申立）書」
8. 2010年3月16日付 「控訴人側学者証言の期日確定への申請（申立）書」  
これは、事項（2）（3）（4）の要請をも兼ねている。
9. 2010年3月26日付 「控訴人側学者証言の期日確定への申請（抗告）書」
10. 2010年4月5日付 「控訴人側学者証言の期日確定への申請（抗告）書」
11. 2010年4月15日付 「許可抗告申立書」
12. 2010年4月24日付 「許可再抗告申立書」
13. 2010年5月6日付 「控訴人からの現場検証等への申請（上申）書」
14. 2010年6月23日付 「控訴人からの現場検証等へ第二回申請（上申）書」
15. 2010年6月23日付 「控訴人からの被控訴人等に関する照会のお願ひ」
16. 2010年2月1日付 「控訴人第6準備書面」
17. 2010年3月26日付 「控訴人第7準備書面」
18. 2010年4月15日付 「控訴人第8準備書面」
19. 2010年7月9日付 「控訴人第9準備書面」
20. 2010年7月15日付 「控訴人第10準備書面」
21. 2010年8月6日付 「控訴人第11準備書面」

21件に上るものであつた。事実確認についての要請事項は、

1. 被控訴人代理人らに対する対質の要請
2. 被控訴人代表者らに対する証人尋問の要請

### 3. 控訴人側専門家証言の実施と期日確定の要請

### 4. 被控訴人（側代理人）らの主張に関する事実確認の求釈明の要請

他、法規法令に則った事実確認を要請するものを中心としており、特に、3.などは、被侵害利益の成立如何に関するもので、憲法32条、82条他が保障している、控訴の成立の根幹に関わる優先事項であって、これに反対する理由があろうはずはなく、あったとすれば裁判の本旨を外れているところから、必要とあれば裁判所の職権をもって早急に決定、通知されたいとの要請であったが、これら請求への却下決定が、2度示されただけであって、諸他要請は完全に無視放置されたままである。

要請事項の内容について、一例でも挙げて置かなければ、被控訴人からと、裁判所当局からの対応が、本当に無視放置同然であったとは信じてもらえないかも知れない。以下の合祀情報の提供についての証明請求にご確認願いたい。

合祀情報提供の事実について、釈明を求めた諸事項は、戦没者一般に関する統計的なものと、西山忠一に関する個別的なものとの2種類に付いて、原資料を証明する経年代的、申請手続き的、各種「人格権」はもとより、継続的事実に付いての個人情報保護条例等との関連にみる責任負荷如何の諸問題であって、靖国神社及び国、各被告・被控訴人らそれぞれに要求した具体的請求事項は、控訴理由書Ⅱ第2、5-16頁、第2準備書面第5章2.88-106頁、に明記しており、第3準備書面でも、特記事項として8~20頁に記載した。これらは、合祀が被告靖国神社の単独行為であったか、同国との共同行為であったかの如何を問わず、いやむしろ、その前提を確認するためであるのだから原審判決の正当性如何に係る重大な「求釈明」であること故、誠実、かつ、迅速な答えを期待した。合祀情報の授受に関する資料に基づいた事実確認の請求は、繰り返し行っているが、現時点に至るまで被控訴人らからの回答は得られていない。

この点についての被控訴人からの応答は2009年7月10日付靖国神社の答弁書には全く記載がなく、2009年7月10日付国からの答弁書には「いずれも釈明の要を認めない」と記すだけである。また、既述の通り、10月21日に、ようやく、届いた両被控訴人からの第1準備書面による回答では、靖国神社のそれには「合祀から既に長期間が経過しており、調査することは困難であるし、本件の判断に上記情報提供の時期・方法の詳細は必要がないから、被控訴人靖国神社は、求釈明に応じない」とあり、国からの「回答」には、触れることさえされていなかった。明確な記録によって成立している被控訴人宗教法人靖国神社の無断合祀と世界に冠たる官僚機構である同国の永続的で組織を挙げての一大プロジェクトであったことに照らして、これ以上の遅滞なく請求に応じられることを要求するとともに、これまでも指摘した通り「争点についての最重要事項の不在、紛失の申し立ては、故意の隠匿に相応しかねない」ことを再言し続けてきたのが実情である。

それでは、裁判所当局からの対応はどうだったのか。現場検証の必要性として、2010年5月6日付け第一回申請書には、次のように記している。

「元より、本件「霊壘簿からの氏名抹消等請求」事件は対象あつてのことですが、一体、本控訴審関係者の内で、請求の趣旨である肉親の氏名が記載され、日夜「只管慰霊鎮魂に専念している」と靖国神社が公言する「霊壘簿」なるものと、それに関する慰霊鎮魂行為の意味実態を熟知している者はいるのであろうか。請求の趣旨あつての裁判であり、また、霊壘簿の宗教性 / 非宗教性成立による法律上での権利利益の存否、侵害の如何が主題であるにも拘わらず、対象となっている実物を確認した者はなく、その宗教性にも触れたことがないのであれば、或いは、取消を、或いは、合法性を、主張する控訴人 / 被控訴人として立場を異にする者の見解の相違に留まらず、それらを公正、公平に評価、裁量、裁定する裁判所当局としても責任ある対応は不可能に近いのではないかと思料される。勿論、物件としての霊壘簿に限らず、それを奉持、慰霊顕彰する儀式、祭礼から、人的・物的組織に至る意義全容を詳らかにしなければならぬのは当然の

ことである。とにかく、本事件は「霊壘簿からの氏名抹消等」を請求の趣旨としているのであるから、控訴人、被控訴人、裁判所当局の違いを問わず、3当事者が悉く、争点に位置する対象物とその宗教性を知らずして、如何なる言及も許されないことは訴訟要件以前の大前提である。しかも、最終弁論が口ずさまれる時点になっても、現場検証一つさえなされていないのであれば、この事態を心底から憂いつつ、止むに止まれぬ思いをもって、下記の現場検証の早期実施を請求するものである。」

と記している。現場検証が不可欠な理由は明らかであって、三ヶ月以上が経過したからといって、変化したとか不要になったという訳ではない。

もっとも、「霊壘簿からの氏名の抹消」とは言っても、それが有する宗教的意味実態は、靖国合祀が位置付けられる教義、教団から、歴史と文化の思想的、社会的枠組みを踏まえて理解されるものであるとすれば、それらについての現場検証も看過できるものでないことは、いうまでもないことである。すなわち、「霊壘簿からの氏名の抹消等」を請求の趣旨とする者であれば、控訴人、被控訴人、裁判所当局の差を問わず、抹消請求対象物は勿論のこと、それが有する、宗教的/非宗教的意味合い、及び、宗教法人靖国神社が執行している行事、儀式、と、それらによって構成提示されるとする宗教的、社会的、文化的、政治的、国家的、歴史的、世界的…意義、関連の一大体系を、斎場、聖殿、社務所、歴史文化施設等々、現場、現物に身をもって接することなくしては、それらが宗教法人靖国神社の特定価値観による究極的決めつけである、戦争犠牲者を「祭神としてお祀りし、只管慰霊鎮魂に専念しております」とすることは「拝み、崇め、慰霊し、顕彰する」<sup>13</sup>に認められる皇国史観と軍国主義をもってする超国家主義的な特定神観に基づく宗教行為に他ならず、そして、被控訴人国の同宗教行為への組織的な大量、長期にわたる協力一体化は、共同不法行為であることを免れず、無断合祀全般が「信教の自由権」を初めとする精神的、社会的、文化的から経済的レベルにおよぶ基本的人権他を侵害していることは勿論のこと、その信教、信念、信条他を被控訴人宗教法人靖国神社の特定イデオロギーと根底から相容れないにもかかわらず無断合祀の深刻な被害を受けている亡父西山忠一とその家族の場合においては、被控訴人らの宗教が当該控訴人らの全人格とその全営為を冒流する人権侵害であるという、無断合祀の深刻さが残酷無二のものであることを理解できないのではなかろうか。無断合祀によって控訴人が受けている甚大な人格侵害と控訴人以外の他者が有する一般的（非）宗教者の感覚をもってする認識との格差、落差は、第三者的關係をもってしては実感できるものではなく、その間隙を埋めるためには、せめて、現場検証を行って、いかに、両宗教事情が隔たったものであるかを直視して貰うより他ないように思えてならない。以下に、宗教法人靖国神社については、その諸霊場、諸現場を、被控訴人国については、陸軍省・海軍省の合祀行為を引き次いで以降の厚生省援護局等の業務の実態とそれら記録を保管している現場を検証し、同時に、本控訴人関係としては、西山忠一の死没埋葬地、所属教会他、及び、それ以降、難渋を極めた家族の生育経緯と宗教的成長過程、また、本控訴人西山俊彦の人生の全てともいえる目標実績が、宗教法人靖国神社の基本的価値理念とは正反対のものであることを現場検証することなくしては、靖国神社無断合祀が、控訴人らの人格価値のすべてを否定、排除するものとなっている深刻な事態が、その一端であっても、理解できないのではないかと思えてならない。それら以外の理由として、本件原審判決が

「敬愛追慕の情を基軸とした人格権は、昭和 63 年大法廷判決により法的利益であることが否定された「他者の宗教上の行為に対し不快の感情を持ちそのような行為をしないように望む感情」にほかならない。」

と判示したことにも関係している。本控訴人の控訴の理由が「敬愛追慕の…人格権」ではなくて、感情、心情他を排除しないとしても、一層根源的、究極的で人格核心的な「宗教的人格権」であって、この権利利益は、同大法廷判決には文言さえ存在せず、権利利益性も、否定されておらず、本然的に、否定できないのであるから、本控訴人の控訴の理由と、原審判決の理由は無関係で

<sup>13</sup> 2005年11月20日付け本控訴人第八回「お伺い」への被控訴人靖国神社2005年12月27日付け第七回靖一四六号「回答」。

はあるが、被控訴人宗教法人靖国神社と同国は、本控訴審においても、「宗教的人格権」の権利利益性は同大法廷判決（と本件原審判決）によって否定されていると、本件の控訴の理由と無関係で事実にもとる主張を繰り返しているのであるから、放置しておいてよいというものではない。いずれにしても、靖国神社無断合祀が有している本控訴人らの深刻な人格侵害の事実が、観念的、心情的なものに過ぎないと（第三者的）評価の根底には、本控訴人が「(キリスト教的) 宗教理念」を人生の全てを賭けるに値する至上の価値目標として追求し、一方では、被控訴人靖国神社らにおいても、控訴人とは正反対に位置する無断合祀をその宗教的身上として遂行していることの間、雲泥の落差があるからに他ならない。この事態が深刻な人権侵害となっていることの認識には、靖国神社による無断合祀が宗教行為であり、本控訴人西山俊彦の宗教理念とは正反対に位置する深刻な事態が存在することを実体験してもらわなければならないと思えてならない。本控訴人が提示している靖国神社無断合祀の無惨な人権侵害の事実は、上に列挙した3つの現場検証の場所、事態、資料間の対照対比に明らかとなるはずであるが、これらは、本控訴人が請求し続けた被控訴人靖国神社と同国の代表者とそれら代理人への尋問証言が、その理由を示されることなく、不必要であると決定されたことに、部分的に、代わるものであって、本件控訴の理由の根幹に係る最も重要な要件充足の一環であることは言うまでもないことである。

事実、実態を知らずして、言を弄することは、控え目に言っても、誠実さに欠けること、まして、国家機関による権威ある司法裁定にとってはあってはならないこと、とすれば、霊璽簿とそれを取り巻く意味価値付けの主要枠組みを踏まえて、それが有する宗教性 / 非宗教性如何について、控訴人側と被控訴人側の双方からする確認をしなくては、控訴提起の核心は不在に等しく、関係各者も当事者能力を欠いていることになりかねない。本当のところは、この要件は、遅くとも、控訴審冒頭に終えておくべきであったのではあるが、「meglio tardi che mai 遅きはなきに勝る」ことをもって、慰めとしなければならない。

## お わ り に

### 「宗教的人格権」に照らした亡父西山忠一の無断合祀の残虐さ

菅新総理大臣は、初の所信表明演説において、沖縄の痛みに対して感謝の念を表明し、さらに、沖縄慰霊の日には甚大な被害に対してお礼を述べた。戦没者、犠牲者、被害者に感謝とお礼とは何事か。これに異和感を感じないのであれば、菅総理と同罪ではあるが、これ以上の無礼と非礼を靖国合祀は戦没者らに行っている。戦没者は犠牲者、その死と痛みを覆い隠して顕彰賛美を公言し、あまつさえ、天皇と国家の名による生贄と殺戮侵略を、悉く、正当化している。キリスト者が正気であれば、「己のごとく他人を愛する」ことが信条、「殺すなかれ」に与することはできない。まして況や、「我は唯一の主である。我の外、何者をも礼拝すべからず」に反することは、絶対できないはずであって、自己を神格化し、祭神化させることなど論外である。それにも拘わらず、本控訴人の問合せに対する被控訴人靖国神社の回答には「西山忠一 御祭神調査の件(回答)」と明記され、それに続く回答には、祭神として合祀されるとは、「御祀りし、只菅慰霊鎮魂に専念され」(2005年3月2日付第4回回答「靖第二七号」)、「拝まれ、崇められ、慰霊され、顕彰される」ことの全部が含まれる(2005年12月27日付第七回回答「靖第一四六号」)とあった。何たる暴虐、何たる残虐さ、他者の信念、信条、信仰を無惨に足蹴にして平然たる態度は、人間の温かみとも信仰者の清廉さとも無縁のもの、殺人以上の蛮行を許容する社会も同様なら、司法の公認も同罪である。宗教的人格の尊厳、崇高さ、は、本人に固有で独自のもの、一般抽象的人格権としてではなく、彼・彼女に固有で独自の信念、信条、信仰に従っての「人格権」が尊重されるのでなければ、人格の尊厳も崇高さも胡散霧消する。信仰とその集団的表現である宗教とは、「人間生活の意味付け、価値付けを明かす究極的な価値規範であり、神観念や神聖性を伴うことによって、究極の意味付け、価

値付けは、人間生活全体に及び、彼岸から此岸全体を超越的に意味付け、価値付けるもの」であれば、自己の信念、信条の対極に位置し、信仰を否定する靖国神社無断合祀は、まさに、当人の人格核心を蹂躪抹殺するものである。個別的、具体的「宗教的人格権」が、各人間主体の精神性を基準としなければ成立しないものであれば、これが侵害の如何を裁定する者には、全3関係当事者それぞれの至高神聖な現場を体験、比較対照しなければ、この落差、断絶を裁定することは不可能なことである。現場検証が不可欠である理由であって、これら実施を早期に決定されたしと、今8月6日提出の第11準備書面でもって、再々々度、申請したにも拘わらず、未だに、回答は得られていない。もし、これが決定と公表が、前第4回口頭弁論での証人尋問不要との決定のように、口頭弁論期日においてしかなしえないのであれば、8月24日に開かれる次第5回期日に決定されたき旨を要請する。<sup>14</sup>

### 「神さまのお役に立つように」との父西山忠一と母同鞠の遺言と75年の生涯

1943年4月に亡父西山忠一は天に召された。病臥してほどなくのこと、幼い子供らに残してくれた「最後のことば」は「神さまのお役に立つように」であった。当時、その意味は判るはずもなかったが、決して、それが超国家主義をも自己神格化をも意味するものでないことだけは確かであった。母鞠は、我々子供らに父の遺言を聞かせ続けたが、紛れもなく、それは、主キリストの福音を意味するものであって、本控訴人は、曲がりなりにも、それを人生の道標として今日に至った。母は、父の靖国無断合祀を知らずして2003年4月に召されたが、靖国無断合祀を知っていたら、社前で座込みをしていたかも知れない。軍属であった父も、世間知らずだった母も、温厚なだけの何の取柄もない者だったかもしれないが、国を愛さない者ではなかったことは勿論であるが、何にもまして福音の信奉者であった。至高の福音に培われたと確信する本控訴人西山俊彦は、及ばずながら、父母から受継いだ至上の宝を無上の恵みによって完うすることを切願している。

### 今こそ事実確認（現場検証）の実行を

‘判例’についても、各当事者の主張についても、そして、そのための、訴訟指揮を！

本控訴事件を含む「信教の自由」についての争訟は、個人、社会それぞれにとって、人間存在の根幹に係るところから、重要案件であるといわれている。それにも拘らず、原告被告間の見解の相違は対極に位置して、原審判決後の評価も同様である。そもそも、人間に関する枢要な存在要件についてのことであれば、事案の基本的構成要件を共有することなくしては、理性的協議の場に就くことさえできないはずなのに、これが試みられることはない。

以上、本書面に要約した未解決の重要課題は、これまでの書面でもって究明してこなかったわけではなく、あたかも、初めて展開したように見える諸事項も、実際は、本件控訴状提出以来、一貫して、両被控訴人の主張が事実に悖っていることを論及し、証拠提示、証明確認を請求してきたものである。被控訴人らが自己の主張に、どこまでも固執するならばいい。しかし、たとえ、それらが、原審判決に採用されたからといって、控訴審でも証拠の裏付けを欠いた同一主張をし続けていることは道理にも法理にも反し、その主張の証拠を請求された場合には、提示する義務を免れるものではない。裁判所当局にあつては、控訴人と被控訴人とが取りつづける主張が、証拠に基づいて証明されているかどうか、もし、そうでないのなら、どちらの主張についてであろうと、少なくとも、相手方から請求のある場合には、職権をもってでも、自己の主張を証明する証拠を提示す

<sup>14</sup> 靖国神社の現場検証は、今年10月17～20日に予定されている「招魂祭」「秋季例大祭」が当然含まれるのであるから、そして、現場検証後には、事実確認、主張再論、反対再論等が予定されることから、本件口頭弁論が8月24日の第5回期日をもって結審することは、あり得ない事態となっている。審理の促進にとっては願わしくないことかも知れないが、重要事項、不可欠要件の確認のためであることを考えれば、むしろ、そうでなければならぬ遅滞であって、正義の実現のためには望ましい姿勢に半歩近づくことであることを重視するというのが本筋ではなからうか。



るよう訴訟指揮を執らなければならないはずである。法規法令にもそのように規定されているだけでなく、控訴人と被控訴人との見解が対立している事実については、そして少なくとも、証拠（事実による裏付け）に基づく証明を求められている事実については、すなわち双方の主張に関する事実の全貌の把握なくしては、どのような司法裁量も真実とされる判決も可能とはならないからである。なぜなら、民事訴訟法が規定しているとおり、

「裁判所とは、…**事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。**」（民事訴訟法第二四七条）

ところであり、たとえ「自由な心証によって判断する」とは言っても、その前提は、

「口頭弁論の**全趣旨及び証拠調べの結果**を斟酌して」（同条）

がその前提であり、その判決である唯一必然の結論、帰結、は、

「**事実についての主張を真実と認めるべき（か否かの）判断**」（同条）

である。しかも、わが国では、少なくとも、民事訴訟においては、

「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。」（同第二四六条）

として、訴訟の進行については「職権主義」に代わって「当事者主義」を、請求の順序については「当事者に裁判所の側が糾問を加える」「糾問主義」に代わって「当事者が被侵害利益を弾劾する」「弾劾主義」を、すなわち、法廷では「紛争当事者を相対させて裁判所は判断者に徹する」ことを専らとしているのであるから、本「靖国神社無断合祀取消し訴訟」事件においても、司法当局による最終裁定の前に、いや、その不可欠の前提として、各当事者が行っている書面での主張のしっぱなしを放置せず、それらの法律上と事実上の事実確認のための当事者権を法廷内と法廷外で行使できるよう、訴訟指揮を適切に発揮し、証拠の提示に基づいた事実解明を促進した上で、それらを周到に比較考量しなければ、真実の定立に至ることは不可能なはずである。釈迦に説法ではあるが、法も審査も実行されなければ救いとはならない。口頭弁論も、準備書面も、対質証言の実施、求積明権の擁護、現場検証の実行等々も、民事訴訟の成立に関わる要件である。

本件「平成21年（ネ）第792号霊璽簿からの氏名抹消等請求控訴事件」の審査は、未だ始まっていないのが現状である。上記1.～3.に記した「地裁判決が失当である理由」に理由があるとすれば、その審査は行われたとはいえず、まして、そのための法令適用と主張の裏付け証拠の確認は全く手づかずであって、その（早期）実施を願った本控訴人の21回にわたる請求は、2度の却下を例外として、悉く、無視されて来たからである。この訴訟指揮は、もはや、偏向の域を超えたものであって、もし改善が見られない場合には、「忌避」を申立てなければ、裁判の公正、司法の使命の根幹にもとる事態を、本控訴人が容認したことになりかねない、と思われる程である。最新の最高裁判断「いまだ事実は解明されていない」（2010年4月5日最高裁第三小法廷差戻し決定）との判示に倣い、

#### 今こそ事実確認（現場検証）の実行を

‘判例’についても、各当事者の主張についても、そして、そのための、訴訟指揮を！

と叫ばずにはいられない。最高裁の判例を含めて各当事者のあらゆる主張は、証拠に裏付けられた証明の比較考量をもってして、初めて、真実の定立は可能となり、司法判決も至当となる。これが司法裁定には必須不可欠の鉄則だからである。

#### 一付記一

本第4陳述書は、第5回口頭弁論での陳述のためのものですが、本件原審判決が失当であり、正当な控訴の理由に従っての司法裁定を求める法的根拠を明示し、そのための審査確認への必要事項を指摘して、早急の実行が必然となっている本件控訴審の現況を適確に明確化していると見なされるところから、陳述書としての提出に留めず、正式な第12準備書面としても提出されました。

## —支援して下さいった皆様からのひと言—

- ・ニュース・レターを友人にもまわしています。西山さん、くれぐれもご自愛を。(N.K さん)
- ・微小な金額で申し訳ありませんが、「イヤです訴訟団」の一員として貴団体の趣旨に賛同しますので以後ニュース等があれば通信費用の一部としてご利用くださればと思います送金させていただきます。(K.Y さん)
- ・敬愛する西山師の何かお手伝いできることはなかと思ひながら、JP159 号をツンドク、今日の今日までこの会が結成されていることを知りませんでした。ご無礼をお許し下さい。今年度は私も術後であまり働いておりませんので、まずは気持ちほど送ります。よろしくお祈りします。皆様お身体大切に (J.K さん)
- ・少ないですが支援いたします。(H.K さん)
- ・すこしですがカンパおくります。できましたらニュース・レター第 1 号、第 2 号お送り下さいませんか。(A さん)
- ・ご健勝をお祈り申し上げます。(K.T さん)
- ・夏のカンパです。お身体大切になさってください。(J.K さん)
- ・命がけの闘い、迫ってまいります。でも何より御身ご大切に。(N.K さん)
- ・「つらぬけ！平和憲法」をかかげて、私たちも活動しています。あきらめずに、がんばりましょう。(K.W さん)
- ・ニュース・レターをありがとうございます。寒さに向かいます。どうぞお身体大切になさってください。(N.K さん)
- ・靖国神社問題について我々も取り組んでいます。西山神父様に宜しく!! (M.K さん、T.W さん)
- ・裁判傍聴の予定が立たず参加できないのが残念です。  
こんなことで日本はどうなるのでしょうか。(N さん)
- ・ご健康をお祈り致します。(S.S さん)
- ・支援のカンパです。(E.S さん)
- ・“国体護持” に対峙する西山神父の「靖国合祀取消訴訟」を支持します。ニュース・レター送って下さい。(K.A さん)
- ・ニュース・レターを読ませていただきました。西山神父様のご活躍に頭が下がります。どうぞ、お身体も大切にされて下さい。(何もお手伝いできませんので、申し訳ありません)  
(N.K さん)
- ・心ばかりのカンパとして。(N.K さん)

(順不同)

個人が特定できる内容につきましては掲載を控えました。

### —編集後記—

今号は、2010年8月24日第5回口頭弁論 控訴審結審後はじめでの発行になります。

第5回口頭弁論陳述書を全掲載いたしました。(6～25頁)

これまでの経緯、重要課題をご理解いただけたと思いますので、ぜひお読みください。  
状況は厳しいですが、勝利の日までたじろぐことなく励んでいきたいと思っています。

皆様のご理解ご支援を心よりお願いいたします。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け  
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の  
活動支援強化の必要性を痛切に感じ  
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、  
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に応えて）  
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに  
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために  
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

## 靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp

<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

